簡易裁判所判事　角　隆博
佐賀簡易裁判所判事に補する
佐賀簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　植屋　伸一
神戸地方裁判所判事に補する
神部の事地方裁判所判事に補する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上九月一日）

○定年退官
判事岡光民雄は九月一日限り定年退官

皇室事項

御答信
天皇陛下から七月二十五日インド国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十九日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

公告
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十五条第一項の規定に基づき、日本振興銀行株式会社に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を取り消した。
平成二十四年九月十日
金融庁長官　畑中龍太郎

中国地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成 24 年９月 10 日
中国地方整備局長　戸田　和彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	広島市中区平野町１番１から同市中区国泰寺町２丁目１番１までの上下線

法務

公証人任免
千葉地方法務局所属公証人本間勝弘は願により公証人を免ぜられた。
手塚孝は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人本間勝弘の後任を命ぜられた。
大西平泰は公証人に任命され、名古屋法務局所属元公証人梅村裕司の後任を命ぜられた。
山形地方法務局所属公証人横川七七一は願により公証人を免ぜられた。
寒河江晃は公証人に任命され、山形地方法務局所属公証人横川七七一の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
群馬労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
平成 24 年９月 10 日
群馬労働局長　小玉　剛
第４号中「１時間690円」を「１時間696円」に改める。

公告

諸事項

特別支給手続開始決定公告

平成 24 年９月 10 日　山形地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続を開始したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　山形地方検察庁　平成24年第２号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成24年９月10日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成22年１月ころから平成22年７月中旬ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
小若弘明及び安藤稔昭が、架空の会社名や偽名を用い、それぞれの被害者に対し、「アダルトサイトの利用料金が未払いである。」などと嘘の内容の電話をかけ、これを信じた被害者に、指定する銀行等口座（検察官が既に把握している銀行等の口座については、後記４⑴を参照のこと。）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被害者に振込入金させるために使用された銀行等の口座（検察官が既に把握しているもの。五十音順）
湘南信用金庫鎌倉営業部　名義カジノアキコ　口座番号4121840
みずほ銀行鶴ヶ峰支店　名義カタヤマアキオ　口座番号1108873
みずほ銀行浜松町支店　名義ウエノジュンペイ　口座番号1292316
みずほ銀行日野支店　名義ニシダミチオ　口座番号2362450
三菱東京ＵＦＪ銀行八王子支店　名義タケイタケオ　口座番号4550650
三菱東京ＵＦＪ銀行日野豊田支店　名義ニシダミチオ　口座番号0587039
ゆうちょ銀行　名義ニシダミチオ　記号番号10050―86349981（〇〇八支店　口座番号8634998）
りそな銀行八王子支店　名義タケイタケオ　口座番号2094963
⑵　犯人が被害者との通話に使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
080―3710―1783、090―1734―6185、090―1743―2776、090―8100―4617
5　残余給付資金の額　金510万8,300円
6　特別支給申請期間　平成24年９月10日から平成24年10月10日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　山形地方裁判所鶴岡支部
⑵　被告人氏名　ア　小若　弘明　イ　安藤　稔昭
⑶　裁判年月日　ア　平成23年３月31日　イ　平成23年５月19日
⑷　確定年月日　ア　平成23年４月５日　イ　平成23年６月３日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
財産上の不正な利益を得る目的で、アダルトサイト利用料金の支払いが必要であるかのように欺いて、多数人から現金を騙し取っていたものであるが、その犯罪行為により現金を取得するに当たり
①　被告人小若弘明及び安藤稔昭は共謀の上、平成22年１月12日から同年５月10日までの間、多数人らをして、被告人小若が管理する借名口座である東京都内の三菱東京ＵＦＪ銀行日野豊田支店ほかに開設された西田美知雄名義の普通預金口座ほか５口座に現金合計1,050万9,000円を振込入金させ
②　被告人小若は、同年５月11日から同年６月３日までの間、多数人らをして、被告人小若が管理する東京都内の三菱東京ＵＦＪ銀行八王子支店ほかに開設された武井武男名義の普通預金口座ほか３口座に現金合計750万4,000円を振込入金させ
もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒990―0046　山形県山形市大手町１―32
山形地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　023―622―9931（内線221）